

令和2年度 事故防止対策支援推進事業概要一覧

先進安全自動車 (ASV)の導入に対する支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.74億円の内数
	対象機器・装置	①衝突被害軽減ブレーキ（車両総重量3.5t超20t以下のトラックへ装着されるもの） ②ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置（車両総重量3.5t超22t以下のトラック（13t超トラック含む）へ装着されるもの） ③車両安定性制御装置（車両総重量3.5t超20t以下のトラックへ装着されるもの） ④先進ライト（車両総重量3.5t超のトラック（13t超トラック含む）へ装着されるもの） ⑤側方衝突警報装置（車両総重量3.5t超のトラック）
	助成金額	取得費用の1/2（1車両あたり上限：①③10万円、②5万円、④10万円、⑤5万円①～⑤合わせて15万円） ②の装置のうち、同一車両に複数装置を装着する場合は、最も金額の高い装置に対してのみ補助。
	申請期間	2020.10.29～2021.1.29（2020.4.1以降に購入（新車新規登録）した車両が対象）
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く。 補助金名称「先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」
運行管理の高度化に対する支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.74億円の内数
	対象機器・装置	①国土交通大臣が認定したデジタル式運行記録計 ② " 映像記録型ドライブレコーダー
	助成金額	①デジタル式運行記録計 車載器本体 1/3(1台あたり上限3万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限10万円) ②ドライブレコーダー 車載器本体 1/3(1台あたり上限2万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限3万円) 1事業者あたり上限：80万円 ①②同時購入の場合、1台あたり上限：車載器5万円、事業所用機器13万円
	申請期間	2020.10.29～2020.12.18（2020.4.1以降導入機器が対象）
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「運行管理の高度化に対する支援」
過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.74億円の内数
	対象機器・装置	国土交通大臣が認定した次の機器 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器 ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 ③休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 ④運行中の運行管理機器
	助成金額	取得費用の1/2（1事業者あたり上限：80万円） ※一部の機器に1台あたりの上限あり
	申請期間	2020.10.29～2020.12.18（2020.4.1以降導入機器が対象）
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」
社内安全教育の実施に対する支援	予 算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.74億円の内数
	対 象	国土交通大臣の認定を受けている、事故防止コンサルティング
	助成金額	費用の1/3（1事業者あたり上限100万円）
	申請期間	2020.10.29～2020.11.20
	その他条件	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「社内安全教育の実施に対する支援」